

財産の処分につき議決を求めることについて (草津川廃川敷地)

次の財産を処分することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年滋賀県条例第11号)第3条の規定に基づき、議決を求めるものです。

(財産の種類、数量および処分予定価格)

- ① 財産の種類 土地
- ② 処分面積 28,833.01 平方メートル
- ③ 処分予定価格 348,000,000 円
- ④ 処分の目的 普通財産の売却による処分

(参 考)

- 財産の所在地 滋賀県草津市青地町、東草津一丁目、東草津三丁目および大路三丁目
- 契約の相手方 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市長 橋川 渉

(対象財産の概要)

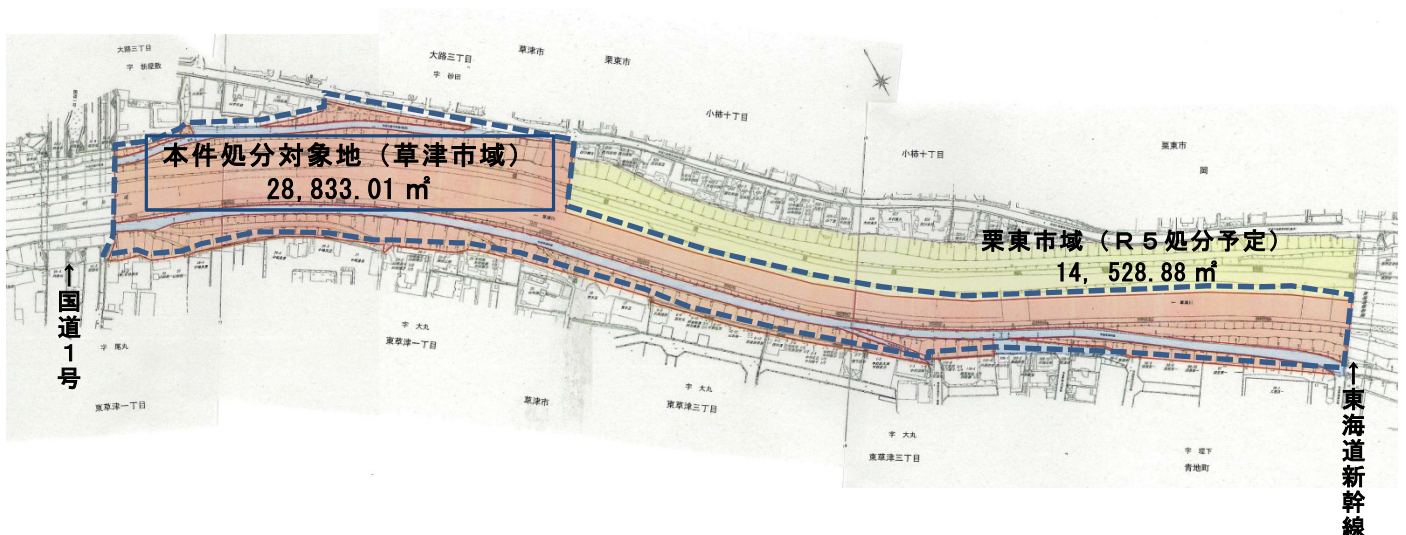
1 財産の名称 草津川廃川敷地(区間⑥)

本件処分対象地は、淀川水系一級河川草津川の河川区域であったが、平成14年に廃川され滋賀県が国から譲与を受けたものである。本件処分対象地が所在する草津市では、「草津川跡地利用基本計画」を策定する等、市が事業主体となって、旧草津川を6つの区間に分け、そのうち区間②～⑥の整備を順次進めることとしている。

今般、草津市長から、区間⑥を草津川跡地整備事業の事業用地として譲渡申請があったことから、これを譲渡しようとするものである。

2 処分対象地

所 在	公簿地目	現況地目	実測面積
草津市青地町字堤下1664番1 ほか17筆	堤	雑種地	28,833.01 m ²



草津川廃川敷地・位置図と経緯



- 草津川廃川敷の経緯
- ・ H14. 6. 14公用廃止→H15. 4. 14譲与
 - ・ 「草津川跡地利用基本計画」(H24. 10)で①～⑥に区間分け
 - ・ H25. 3. 29締結の覚書により②～⑥は市事業整備のため売却の方針
- 各区間の状況 (R4. 10現在)
- ・ 区間①：河川管理者で管理 (ビオトープとして)
 - ・ 区間②、⑤：H25～H26に草津市へ売却→公園として整備済
 - ・ 区間③：未売却
 - ・ 区間④：未売却 (一部はR3に草津市プール用地として売却)
 - ・ **区間⑥：今回対象地：草津市へ売却 (栗東市域はR5売却予定)**